

平成29年度白河市社会福祉協議会事業計画

〈基本方針〉

東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から早6年が過ぎ、その間にも全国各地で毎年のように災害救助法が適用される大規模な災害が頻発し、改めて住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現が求められています。

また、急速な少子高齢化、孤独死や自死、ひきこもりといった社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法などの権利擁護の問題など、地域における福祉課題や生活課題は、ますます多種多様化しています。

こうした状況の中、平成27年4月の介護保険制度改正では、介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」構築の実現を目指しており、本会では、これまで生活支援体制整備事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る研修会や勉強会などに参加してきました。今後、体制整備事業においては、白河市、地域包括支援センター、関係団体などと連携、協働して取り組んでいきます。また、介護保険事業においては、4月から始まる総合事業に対する検討の継続と単価改正や他法人等による施設設置増に伴う収入及び利用者の減少傾向について、新たな加算の取得及び適正な人員配置などにより対策を講じ、来年度の制度改正も念頭に置きながら取り組んでいきます。

また、昨年3月には、社会福祉法人制度改革と福祉人材確保の促進を柱とする社会福祉法等の一部を改正する法律が公布されました。社会福祉法人制度改革は、大きく5つに分類され、①組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取り組みを実施する責務、⑤行政の関与の在り方が示されました。

当会は、高い公益性が求められる社会福祉法人として、地域福祉の推進を目的とする団体としての特性を発揮し、組織、事業、財政など検証しながら、弱体化している財政基盤の強化を図り、地域福祉の向上に寄与するため、「白河市地域福祉活動計画（計画期間：平成26～30年度）」に基づき、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指し、行政機関や各種団体との連携のもと、各種事業を推進していきます。

〈重点目標〉

- 社会福祉協議会の安定的な運営を図るための組織体制の強化
- 社会福祉協議会の安定的な経営を図るための財政基盤づくり
- 白河市地域福祉活動計画の実施及び評価
- 白河市民生児童委員連絡協議会及び各種団体との協働連携の強化
- 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの強化

〈事業実施計画〉

1 法人運営部門

(1) 会務運営及び組織体制の強化

- ①会務運営として理事会、評議員会及び三役会を開催します。
- ②運営全般に関し協議検討する職員レベルでの運営検討委員会を開催します。
- ③組織体制の強化を図るため、職員体制の整備、新規職員の人材確保、人材の定着に努めます。
- ④社協の使命や事業計画の着実な実施に向けた管理職会議などを開催します。
- ⑤職員の資質向上を図るため、積極的に研修への参加の機会を提供します。

(2) 財政基盤の強化

- ①自主財源の確保を図るため、一般会員、特別会員、賛助会員の新規会員の加入を促進し、会費を財源とした地域福祉推進事業のPRと会員加入率の向上を図ります。
- ②共同募金配分金及び寄附金を活用し、地域福祉・在宅福祉事業を推進することで、共同募金や寄附金への理解を得られるよう努めます。
- ③公費補助金や受託事業の確保、介護保険サービス事業を推進することで、安定した事業経営及び法人の財政基盤の強化を図ります。
- ④施設・備品など資産の円滑な取得のため、積立資産を計画的に計上することで、費用負担の平準化と経営の安定化を図ります。

2 地域福祉部門

(1) 支え合いのまちづくり・地域づくりの推進

①福祉台帳（災害時要援護者）システムの整備活用

災害時における安否確認について、民生児童委員からの情報を基に配慮すべき要援護者の所在地を、地区ごとの地図に記載し把握します。また、作成した台帳の情報について更新作業を進めるとともに民生児童委員と共有し、通常時の見守り活動を行います。

②子育て支援事業（白河保育園・白河みのり保育園）

保育園内だけでの事業実施にとどまらず、地域に出向くなど園外での子育て支援を実施します。また、保育園で所有する絵本の貸出サービスをすることで、子育て中の親子が集える場を作ります。

③地域世代間交流事業（保育園・デイサービスセンター）

保育園やデイサービスにおいて、児童、生徒、各種ボランティア団体と交流を図ります。また、他団体が実施する世代間交流事業を支援します。

④社会福祉関係団体との連携

社会福祉活動に携わる様々な機関・団体との連携を図り、地域福祉事業の推進及び継続した活動の展開を図ります。

⑤福祉懇談会・相談会

地域の公民館で行われる会合やサロンの会場に出向き、福祉事業の説明、地域の福祉課題の話し合い、福祉に関する相談を行います。

(2) ボランティア事業の推進

①ボランティアセンター事業

ボランティア活動を総合的に支援するセンターとして、ボランティアコーディネーターの専門性を高め、白河市ボランティア連絡協議会や関係団体等とのつながりを広げることで、ボランティア活動の活性化や人材育成を進めます。

②分野別ボランティア養成講座の実施

ボランティア活動へのきっかけづくりのために、分野別養成講座を実施します。

③児童・生徒のボランティア活動普及事業

市内の小学校・中学校・高等学校をボランティア協力校として指定し、ボランティア活動支援及び活動費の助成（3ヶ年）を行います。（釜子小学校3年目）

④サマーショートボランティアスクール

高校生を対象に、夏休み期間を利用して、福祉施設における3日間のボランティア活動体験の場を提供します。

⑤ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動をしている団体・個人へのボランティア活動保険の加入促進及び事務手続きを行います。

⑥災害ボランティア活動支援体制の整備

平時から災害時に備えるため、災害ボランティア関係研修会への参加、出前講座形式による災害時炊き出し訓練を実施します。また、白河市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定にかかわった関係機関はもとより、多くのボランティア団体との連携強化に努めます。

⑦ボランティア情報紙「ささえあい」の発行

ボランティア情報紙を通して、ボランティア団体の紹介、活動の報告、募集案内をボランティア団体と協働で発行します。（年2回発行）

(3) 福祉の情報・啓発・教育の充実

①社協だより「なごやか」の発行

社会福祉協議会の事業内容を積極的にPRし、社協の活動内容や福祉に興味を持ってもらえるよう努めます。（年4回発行）

②声の広報の貸し出し

ボランティアの協力により社協だより「なごやか」や市の「広報白河」の音訳CDを作成し、視覚障がい者などに貸し出し、情報提供を行います。

③ホームページによる情報発信

本会の事業内容及び情報公開・情報提供を充実させるため、ホームページを定期的に更新し、本会活動を県内外へ発信します。

④福祉まつり

屋内ゲートボール場「すばやく白河」を会場に、ボランティア団体の協力により福祉まつりを開催します。

⑤福祉講演会

福祉に関心を持っていただくために、市民を対象に福祉講演会を実施します。

⑥社会福祉大会の実施検討

単独開催にとらわれず、地域福祉活動を推進するための周知機会、また社会福祉の発展に貢献された方々の表彰などを既存事業（福祉まつり・福祉講演会）において実施できないか内容の検討をします。

⑦「白河市社協のしごと」（第2版）の作成

平成26年度に発行した、本会の主な事業内容をまとめた「白河市社協のしごと」の第2版を作成し、市内各世帯や関係機関へ配布します。

⑧フェイスブックによる迅速な情報発信

本会の地域福祉情報や災害時におけるボランティア情報など迅速に提供できるように今年3月より試験運用しているフェイスブックを4月より正式運用し、県内外へ情報発信します。

(4) 福祉教育の推進

①高齢者疑似体験

高齢者や障がいのある方の気持ちや日常動作を体験により学び、理解を深めてもらうことを目的に、公民館事業や企業の社員教育において実施します。

②学校と協働での福祉教育活動の実施

福祉について考える機会となるよう、高齢者疑似体験・手話教室・点字教室・災害時炊き出し訓練を出前講座形式により実施します。

(5) 地域福祉サービス事業の推進

①日常生活自立支援事業(あんしんサポート) (受託事業)

認知症高齢者や障がいのある方、判断能力が不十分な方（ただし、契約行為が理解できる方）を対象として、本人と契約を結び福祉サービスの利用援助や生活に必要なお金の出し入れの支援を行います。

②生活福祉資金貸付事業 (受託事業)

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に、資金貸付の相談支援を民生児童委員や自立相談支援機関等と連携して行います。

③生活援助資金貸付事業

低所得者を対象として必要な生活資金の貸し付けを行い、その世帯の生活の維持と安定を図ることを目的に、資金貸付の相談支援を民生児童委員や自立相談支援機関等と連携して行います。

④福祉人材センター事業（受託事業）

県社協の専門職員が2ヶ月に一度来所し、福祉の職場で働きたい方々の求職登録受付や各種相談に応じる「福祉の仕事相談会」を行います。

⑤白河市中央老人福祉センター事業（指定管理事業）

市民の福祉増進を図るための施設として、指定管理のもと適正に施設を運営します。

⑥車いすの貸出

在宅福祉の向上を目的に、短期間（2～3日程度）の車いす無料貸出をします。

⑦児童福祉事業（白河保育園・白河みのり保育園の運営）

保育所の保育の役割を認識しつつ、家庭や地域の子育て家庭に対する支援、保育の目標や方法、保育の環境に配慮し実践しながら保育園の運営を行います。

⑧生活支援相談員事業（受託事業）

東日本大震災による被災者の生活復興支援のため、復興公営住宅や借上住宅などにおける見守り、相談、福祉制度の情報提供、被災者を中心とした交流の場づくりに取り組む支援を行います。

⑨共同募金（募金運動・募金配分金事業）

共同募金運動は、毎年10月1日から12月31日まで、共同募金会によって、都道府県を単位として行われる募金活動です。募金は、災害時支援をはじめ県内の民間が行う社会福祉事業の貴重な財源となっています。当会にも募金が配分され、福祉まつりや歳末配食（おせち料理）サービス事業などの地域福祉事業に活用されています。共同募金への理解・協力を得るために、使途の明確化、配分事業の見直しを行いながら事業推進に努めます。

⑩心配ごと相談事業

毎月2回、白河市中央老人福祉センターにおいて、地域住民の日常生活の中で起こるあらゆる悩みごとの相談に応じ、問題解決できるよう適切な助言や援助を行います。

⑪福祉のつどい

市内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消、交流や親睦を目的とした会食会を白河市民生児童委員連絡協議会と協働して開催します。

⑫白河市介護支援いきいき長寿ポイント事業（受託事業）

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、管理機関として広報啓発に努め、参加登録者の拡大を図ります。

⑬生活困窮世帯への支援

自立に向けた相談支援を行いながら、少しでも安定した生活が送れるよう、白河市や関係機関と連携して支援を行います。

(6) 在宅福祉サービス事業の推進

①介護保険事業

平成27年4月の介護保険制度改正で介護報酬が減額されました。事業所の安定した経営のためにも、利用者やその世帯の生活課題を把握し、安心して日常生活が出来るよう、ニーズに即した質の高い在宅福祉サービスの提供を行い、利用者の確保に努めます。

(訪問介護事業)

- ・人材確保（全地域）
- ・利用促進（白河・東地域）
- ・職員の資質向上

(訪問入浴介護事業)

- ・職員体制の整備（表郷デイサービスセンター職員及び嘱託職員の兼務）
- ・PR活動の充実

(通所介護事業)

- ・認知症加算体制の整備
- ・職員の資質向上（接遇技術の向上）
- ・PR活動の充実
- ・処遇改善加算（I）取得への取り組み
- ・適正人員配置による事業運営

(居宅介護支援事業)

- ・職員の資質向上
- ・適正人員配置による事業運営

②白河市地域包括支援センターの受託経営

地域包括ケアシステム構築の実現に向け、多職種協働のもと、地域で高齢者を支えるネットワークの強化を図ります。また、地域ケア会議、認知症施策や4月から始まる介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むとともに、昨年3月に開始した「白河市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業」の広報啓発を行い、登録者及び協力者の増に努めます。さらには、高齢者の総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等の三職種が連携し、総合相談事業、介護予防事業、虐待などの困難ケースへの対応、ケアマネ支援などの業務を行います。

③介護保険制度改正の対応

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、要支援1及び2の介護予防給付の方々が利用する訪問介護及び通所介護は、平成29年4月1日から市町村が行う地域支援事業に移行され、現行サービスの他に市独自に基準を緩和したサービス（サービスA）を選択し利用することができます。

白河市では、基準緩和による訪問型サービスを平成29年6月からシルバー人材センターに委託する予定となっています。

当会では、訪問介護及び通所介護ともに現行サービスを実施します。基準緩和によるサービスについては、提供することが可能か検討します。

④障害者総合支援事業（介護保険事業所と併用）

- ・居宅介護、重度訪問介護事業（障がい者ホームヘルプサービス）
- ・基準該当生活介護（障がい者デイサービス）

⑤生きがいデイサービス事業（受託事業）

⑥身体障害者訪問入浴事業（受託事業）

3 その他

- ①福島県共同募金会白河市共同募金委員会の事務局
- ②白河市民生児童委員連絡協議会の事務局
- ③福祉バスの運行
- ④白河市敬老会への協力
- ⑤屋内ゲートボール場の管理運営（すぱーく白河・すぱーく表郷）